令和５年11月17日

保護者の皆様

お　知　ら　せ

秋田きらり支援学校
校長　新井　敏彦

初冬の候　皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて新型コロナウイルス感染症は、扱いが「５類」に移行されましたが、完全に感染症が収束したわけではなく、またインフルエンザも年末に向けてさらなる流行の恐れがあります。

本校ではこれまでどおりに感染症対策を万全にし、安全・安心な環境に配慮した教育活動を行っていくために、新型コロナウイルス感染症及びインフルエンザについて、以下のとおりの対応を行います。

<table>
<tr><th></th><th>新型コロナウイルス感染症</th><th>インフルエンザ</th></tr>
<tr><td>児童生徒が罹患した場合
（陽性者となった場合）</td><td colspan="2">・出席停止とする。
・発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日を経過するまでの期間とする。

※発症日を０日とする。
※解熱日を０日とする。</td></tr>
<tr><td>児童生徒の家族が罹患した場合
（罹患者と接触があった場合）</td><td>・出席停止とする。
（医療的ケアや基礎疾患等のある児童生徒と活動を分けることが難しいため）
・３日を経過するまでの期間とする。</td><td>予防接種の有無を問いません
【本人に症状なし】
・登校可能とする。
・３日間の観察期間とし、可能な範囲でのマスクの着用、朝夕の体温測定と症状観察を行う。できるだけ罹患者と接触しないようにする。
【本人に「発熱」「咳」「鼻水」等の症状あり】
・出席停止とする。
・「発熱」「咳」「鼻水」「喉の痛み」「息苦しさ」「倦怠感」の症状が落ち着くまでの期間とする。
・医療機関を受診する。</td></tr>
</table>

〈保護者の皆様へのお願い〉引き続きご協力をお願いします。

1　児童生徒は登校前に検温と健康観察を行い、**咳、鼻水、発熱、喉の痛み、息苦しさ、倦怠感等の風邪症状がある場合は、登校を控えて医師の診断を受けてください。その場合は出席停止とします。**

2　次の場合は、すぐに学校にお知らせください。
①児童生徒やご家族が「新型コロナウイルス感染症陽性」「インフルエンザ」になった場合
②児童生徒やご家族が、罹患者と接触があった場合

3　マスクの着用は本人及び各家庭の判断とします。着用の有無については、各自の判断を尊重してください。**スクールバス乗車時は、できるだけ着用をお願いします。**

4　登校後体調が悪化した場合は、感染拡大を防ぐため、早めに保護者にお知らせしますので、ご対応をお願いします。

5　同居家族の園・学校・職場が感染拡大予防のため休みとなった場合はお知らせください。

6　本校で感染拡大のおそれがある場合は、学校医と相談して必要な対応（学級閉鎖等）を行うこともあります。その際は一斉メール等でお知らせします。